



受理番号第5/号

受理日 23. 4. 4

平成 23 年 3 月 31 日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

経済産業省 製造産業局 産業機械課長

経済産業省 製造産業局 自動車課長

国土交通省 総合政策局 建設施工企画課長

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 審査課長

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の災害復旧における基準適合表示等が
付されていない特定特殊自動車の使用に係る当面の扱いについて

災害の緊急復旧現場において、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号。以下「法」という。）で規定する基準適合表示等の付されていない特定特殊自動車（使用過程車及び主務大臣の確認を受けたものを除く。以下「無表示車」という。）を使用する場合、法第 17 条第 2 項及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する施行規則」（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 23 条第 3 号に規定する「災害復旧又は人命保護のため緊急を要する場合であって、あらかじめ主務大臣の確認を受けるいとまがない場合」に該当するものとして、適法に使用することが可能である。

ただ、施行規則第 23 条第 3 号が規定する「災害復旧又は人命保護のため緊急を要する場合であって、あらかじめ主務大臣の確認を受けるいとまがない場合」として認められる期間は明確には規定されていないため、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害の状況を踏まえ、当面、下記のように取り扱うこととする。

記

1. 災害復旧に使用される無表示車の当面の扱いについて

(1) 暫定的使用期限

今般の地震の災害復旧に使用される無表示車は、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）第 4 条を踏まえ、暫定的に平成 23 年 6 月 30 日までは、適法に使用できるものとする。

なお、7 月以降の対応については、6 月時点における災害復旧状況や対象車両の使用実態等を勘案し、必要に応じて検討を行う。

(2) 使用期限後の無表示車の扱いについて

本通知に記載する暫定的使用期限（7月以降の対応として、新たな暫定的使用期限が設定される場合は、当該期限。）を超えて、無表示車を引き続き使用する場合には、使用前に、法第17条第1項ただし書による主務大臣の確認を受ける必要がある。

(3) その他

今般の地震の災害復旧以外に用いられる特定特殊自動車については、法第17条第1項本文により、基準適合表示等が付されたものでなければ使用してはならないことは当然である。

なお、今般の地震とは別の災害等により施行規則第23条第3号に当たりうる使用が想定される場合は、下記担当まで個別にお問い合わせ頂きたい。

2. 情報提供の依頼について

貴団体において、傘下会員に対し、無表示車の出荷状況及び使用の実態について把握を依頼するとともに、これらの状況や実態についてとりまとめの上、適宜、環境省へ情報提供を頂きたい。

各種問い合わせ先（代表）

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 オフロード法担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL 03-3581-3351（内線 6525） FAX 03-3593-1049

E-mail kanri-jidosha@env.go.jp

以上

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における
災害関連規定についての法令抜粋

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における災害関連規定としては、下記がある。

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」
(平成十七年五月二十五日法律第五十一号)

(使用の制限)

第十七条 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、主務大臣の検査を受け、その特定特殊自動車特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認を受けたときは、この限りではない。

2 試験研究の目的で使用する場合、使用の開始後に第十五条の規定により基準適合表示が失効した場合その他の主務省令で定める場合については、前項本文の規定は適用しない。

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」
(平成十八年三月二十八日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

(使用禁止の例外)

第二十三条 法第十七条第二項の規定で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 試験研究(当該特定特殊自動車に係るものに限る。)の目的で使用する場合
- 二 使用の開始後に法第十五条の規定により基準適合表示が失効した場合
- 三 災害復旧又は人命保護のため緊急を要する場合であつて、あらかじめ主務大臣の確認を受けるいとまがない場合
- 四 第二条第一項第一号の告示で定める基準が定められていない特定原動機を搭載する特定特殊自動車を使用する場合